関係団体 御中

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課 認知症施策・地域介護推進課 老 人 保 健 課

令和7年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に 関する周知・広報の実施等について(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の運営の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の地域別最低賃金につきましては、10月1日から順次発効されます。 また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定され ています。

厚生労働省では、改定された最低賃金額(以下「改定額」という。)の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策(以下「各種賃上げ支援施策」という。)の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴会におかれましても、改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。周知のためのポスター等につきましては、都道府県ごとに作成し、各都道府県労働局で保有しておりますので、必要に応じお問い合わせください。

加えて、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」(令和7年4月 22 日閣議決定)記第2の4(5)③において、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11 月29 日策定)の趣旨を最大限考慮するものとするとされたことを踏まえ、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮をお願いいたします。

なお、最低賃金等に係る問合せにつきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準 監督署にご相談いただくようお願いします。

(参考:都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧) https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	2025年 10月4日
青森	1,029 (953)	76	2025年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	2025年 12月1日
宮城	1,038 (973)	65	2025年 10月4日
秋田	1,031 (951)	80	2026年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	2025年 12月23日
福島	1,033 (955)	78	2026年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	2025年 10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	2025年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	2026年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	2025年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	2025年 10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	2025年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	2025年 10月4日
新湯	1,050 (985)	65	2025年 10月2日
富山	1,062 (998)	64	2025年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	2025年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	2025年 10月8日
山梨	1,052 (988)	64	2025年 12月1日
長野	1,061 (998)	63	2025年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	2025年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	2025年 11月1日
愛知	1,140 (1, 077)	63	2025年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	2025年 11月21日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	2025年 10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	2025年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	2025年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	2025年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	2025年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	2025年 11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	2025年 10月4日
島根	1,033 (962)	71	2025年 11月17日
岡山	1,047 (982)	65	2025年 12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	2025年 11月1日
Щ П	1,043 (979)	64	2025年 10月16日
徳島	1,046 (980)	66	2026年 1月1日
香川	1,036 (970)	66	2025年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	2025年 12月1日
高知	1,023 (952)	71	2025年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	2025年 11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	2025年 11月21日
長崎	1,031 (953)	78	2025年 12月1日
熊本	1,034 (952)	82	2026年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	2026年 1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	2025年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	2025年 11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	2025年 12月1日

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策





1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター 0120-366-440(平日 9:00~17:00)
- ·都道府県労働局雇用環境·均等部(室)



事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を 法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

4)企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援資金)

問い合わせ先

·日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに 取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転 資金を低金利で融資します。

5 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先 日本政策金融公庫 0120-154-505

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5% 控除します。



2. 生産性向上に関する支援

6 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

< 先端設備等導入計画の作成等について>

- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>

・中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑦中小企業等経営強化法 (経営カ向上計画) 問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター

03-6281-9821





中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を 支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計 画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された 事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

8中小企業経営強化税制

問い合わせ先

・中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821(平月0-20 12-00



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

9中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

・中小企業省力化投資補助事業コールセンター 0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜 (土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑩中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ) 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指 して行う大胆な投資を支援します。



①ものづくり・商業・サービス生産性向 上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013(10:00~17:00 土日祝 日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的 な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業 のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先(補助金事務局)

- ・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 050-3145-3812
- ・事業承継促進枠 050-3192-6274
- ・PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後のPMI にかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑤下請適正取引等の推進のための ガイドライン

問い合わせ先

·中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築する ために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドラ イン(下請ガイドライン)を策定しています。

②労務費の適切な転嫁のための価格交 渉に関する指針

問い合わせ先

·公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策 調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

②サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 費補助金

問い合わせ先

・サービス等生産性向上IT 導入支援事業事務局 0570-666-376

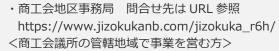


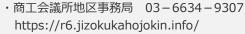
中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、 業務効率化や DX 等に向けた IT ツール(ソフトウェア、サービ ス等)の導入を支援します。

14小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>





小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に 沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



商丁会地区



商工会議所 地区

16パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- く「宣言」の内容について>
- ・中小企業庁企画課 03-3501-1669
- < 「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

18官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

·中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最 低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めていま す。

19官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



②セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ·日本政策金融公庫(日本公庫) 0120-154-505
- ·沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期 的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であれば

ご利用いただくことが可能です。

5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

②地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備 し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助 成します。

24人材開発支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教 育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した 場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成し ます。

26特定求職者雇用開発助成金

(成長分野等人材確保・育成コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世 代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する 事業主に助成(30万円~240万円)する特定求職者雇用開 発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない 職種で雇い入れ、①成長分野 (デジタル、グリーン) の業務 に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成 金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれ かを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

② 小規模事業者経営改善資金融資制度

(マル経融資)

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫) の本 支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無 保証人・低金利で融資します。

②人材確保等支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、 労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を 図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース: 5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

②建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の 取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、 トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

②早期再就職支援等助成金

(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース



雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い、離職を余 儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ 前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中 途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大さ せ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の 者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

② 産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

②働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

③よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題 に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都 道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

②働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。ぜひご活用ください。

③下請かけこみ寺

問い合わせ先

- ·(公財)全国中小企業振興機関協会
- ・各都道府県の下請かけこみ寺 0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

③中小企業向け補助金・総合支援サイト 「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター 050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

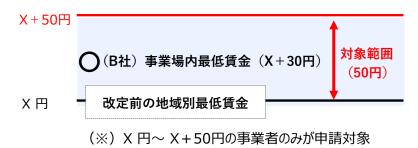
拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

★ (A社) 事業場内最低賃金(X+55円)

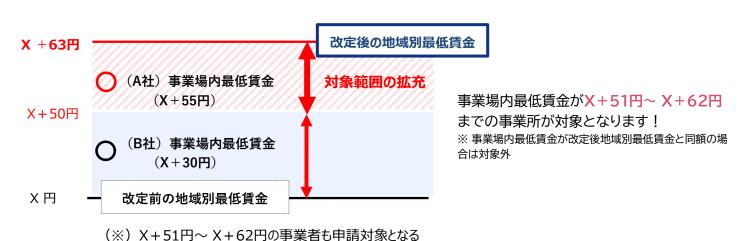


事業場内最低賃金がX+50円までの 事業所が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例:地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



②賃金引上げ後の申請

従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- 賃金引上げ計画
- 事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査 を受けます。



(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金 引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意下さい。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)

事業実施計画

賃上げ結果

を提出し、計画の審査 を受けます。



(審査の上、交付決定を受けたら)

・計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画な どを事業場所在地を管轄す る都道府県労働局に提出



交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施



労働局に事業実施 結果を報告



支 給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- 事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確 認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- 申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、

業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)



(R7.9)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

V

本指針

の性格

✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。

- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:本社(経営トップ)の関与

① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる<u>取</u> 組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、

②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

受注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公 共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議 所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に 情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、 価格交渉の申込み様式(例)を活用することも考えられる。

★行動②:根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、<u>最</u> 低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など の公表資料を用いること。

★行動③:値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら 希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライ チェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行 うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取 引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを 受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求めら** れた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、 必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する こと。

発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

★行動①:定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ https://www.jftc.go.jp/dk/ guideline/unyoukijun/rom uhitenka.html

/watch?v=vyidGpQHTJM

・説明動画 (公正取引委員会公式YouTubeチャンネル) https://www.youtube.com



公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。



https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html

(説明動画)



本指針の説明は、約20分(1分42秒 から22分50秒まで)です。是非、社内 研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点 は、公正取引委員会までお問い合わ せください(03-3581-3378)。

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(抜粋)

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

- 4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
 - (2) 適切な予定価格の作成
 - ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費 (社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)についても反映した額)等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。 低入札価格調査制度の対象契約の全部又は一部を未導入の国等の組織にあっては、早急に制度導入について検討を行うこととする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合にお ける措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金 額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表 の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。

③ 国は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。